

令和 7 年度瀬戸市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を
図るための方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。）第 9 条に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

3 調達にあたっての基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、分野を限定することなく、また可能な限り多くの障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や愛知県における障害者就労施設等からの調達に関する指針、瀬戸市における各種施策（母子家庭等の自立促進、高年齢者等の雇用の安定、中小企業の振興、グリーン製品の購入促進等）との調和を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達を随意契約により行う場合には、予算の適正な執行、契約時の競争性や透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの調達に当たっては、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 障害者就労施設等からの調達に当たっての仕様を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく次の施設、事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国・地方公共団体の助

成を受けている小規模作業所

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

(4) 重度障害者多数雇用事業所のうち、次の要件をすべて満たすもの

ア 障害者の雇用数が 5 人以上

イ 障害者の割合が従業員の 20 % 以上

ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 % 以上

(5) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就労支援団体）

5 調達の対象となる物品等

(1) 物品

ア 事務用品・書籍

イ 食料品・飲料

ウ 小物雑貨

エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 印刷

イ クリーニング

ウ 清掃・施設管理

エ 情報処理・テープ起こし

オ 飲食店等の運営

カ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

(1) 調達目標の設定

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、調達目標を設定する。

(2) 情報の提供

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、適用部署に対してその情報を提供する。

(3) 優先調達の依頼

障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対し依頼する。

7 調達目標

令和 7 年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標は、令和 6 年度の調

達実績額又は令和 6 年度の調達目標額のいずれか大きい額とする。

なお、調達実績額は、経常的に実施される事業に係るもの（以下「経常的事業分」という。）と臨時的に実施された事業に係るもの（以下「臨時的事業分」という。）を区分するものとする。

(1) 経常的事業分

令和 7 年度調達目標額 5, 4 9 6, 4 4 3 円

① 令和 6 年度調達実績額 5, 4 9 6, 4 4 3 円

② 令和 6 年度調達目標額 4, 9 6 3, 2 8 3 円

(2) 臨時的事業分

令和 7 年度調達目標額 1, 3 0 0, 4 4 5 円

① 令和 6 年度調達実績額 1, 2 8 6, 0 3 7 円

② 令和 6 年度調達目標額 1, 3 0 0, 4 4 5 円

8 障害者就労施設等への情報提供について

物品等の調達の推進に係る情報は、市ホームページ等を活用し、障害者就労施設等へ情報を提供する。

9 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成し、又は見直しをしたときは、市ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績は、会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

10 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、健康福祉部社会福祉課において行う。

11 その他

この方針に定めるもののほか、この調達方針の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。ただし、令和 7 年度における調達実績は令和 7 年 4 月 1 日以降の契約をすべて含むものとする。